

公文書公開異議申立容認通知書

愛税第 221 号
平成21年12月21日

異議申立人

官部龍彦様

愛荘町長 村西俊雄



異議申立人が平成21年8月30日付け、及び平成21年10月2日付けで提起した愛荘町情報公開条例に基づく公文書非公開決定（愛税第168号平成21年9月11日、愛税第21年10月16日）処分についての異議申立てに対して、次のように決定する。

主文 平成21年9月11日付け、及び平成21年10月16日付けで異議申立人官部龍彦に対して行った愛荘町情報公開条例に基づく公文書非公開決定（愛税第168号平成21年9月11日（甲）、愛税第21年10月16日（乙））処分を全部取り消す。

1 異議申立ての趣旨及び理由

・趣旨

- (1) 甲処分と乙処分を取り消す。
- (2) 公文書公開請求に係る公文書を特定し、改めて相当な決定を行う。

・公文書非公開決定を取り消すべき理由

愛荘町長は、公文書非公開決定の理由として本件対象公文書は存在しないというが、つぎに示す通り処分理由が事実であることに疑いがある。

ア 同和対策固定資産税減免対象資格の要件、事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等）について

平成20年3月愛荘町議会定例会議事録によれば、瀧すみえ議員が固定資産税の同和減免の廃止について質問をしたことに対し、小杉勝三税務課長が次のことを答えている。

「昭和53年から固定資産税の減免を実施してきているところでございます。」

「平成20年度から新たなスタート、50%ですけれども、からスタートするということとし、時限的、段階的に同和対策減免の激変緩和を行うべきと、町としては考えております。」

「また、同和減免の影響額と言いますか、どのくらいの額になるかというようなご質問でございますけれども、平成19年度の固定資産税の減免の額ですけれども、件数に直しますと402件、金額に直すと1,770万円程度になっ

ております。平成 20 年度も同額であります」

以上のことから、約 30 年以上にわたって、一定の基準を定めて約 400 件もの固定資産税の減免をしてきたことが明らかである。これを、要件や事務手続き等を文書化せずに行えるという理由説明は不合理であり、仮に事実であれば、違法状態である。

地方税法第 3 条第 1 項は「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」としているため、固定資産税については、減免のような

住民にとって有利となる処分であっても、具体的な条例の定めが必要である。同和対策固定資産税減免は、愛荘町税条例第 71 条により行われているものだが、条例には具体的な定めがないため、せめて何らかの形で具体的な定めを告示することが必要である。(仮にそうであっても合法とは言い難いが、本件は情報公開に関することであるため、詳しくは触れないことにする。)

また、実際に減免の申請が行われ、愛荘町長が申請が認められるかどうかの判断をしているのであれば、愛荘町行政手続条例第 5 条の各号により、減免を行うにあたっての審査基準が定められ、公開されなければならない。

要綱を紛失したとしても、現に相当数の減免を行っているのであるから、職員が口伝えだけでこのような事務処理を行うことはできない。例えば対象住民への説明資料、申請書類の雛形などが存在するのが当然である。

イ 減免対象地域について

平成 18 年 12 月愛荘町議会定例会議事録によれば、瀧すみ江議員が同和対策固定資産税減免について「固定資産の減免対象者を町内全域に広げること。」を要求している。これは、同和対策固定資産税減免が町内の一部の地域を対象としていることが知られていなければ、言うことができない。対象地域が限られているならば、減免の実施のために対象地域が文書として定められていないことは不合理である。

ウ 減免が行われた件数、総額などの統計資料

アで示したとおり、平成 20 年 3 月愛荘町議会定例会で小杉勝三税務課長が、平成 19 年度、平成 20 年度の同和減免の件数と金額を具体的に答えている。減免が行われた件数、総額などの統計資料が存在しなければ、このような答弁は不可能である。

2 当庁の認定事項及び判断

公文書非公開決定（愛税第 168 号平成 21 年 9 月 11 日（甲）、愛税第 21 年 10 月 16 日（乙））処分を全部取り消す。

理 由

① 甲処分について

同和対策固定資産税減免の事務の流れは、平成 19 年度、平成 20 年度について、当固定資産税賦課決定に係る回議書を起案し、固定資産税減免対象者に当該年度の「固定資産税の同和対策減免申請書」の用紙を送付し、これに応じて申請のあったものに対して、同和対策減免の措置を行っていることから、申請者が公開を求めた「平成 19 年度、平成 20 年度の同和対策固定資産税減免措置に関する事務手続きについて記載された書類(要綱、要領、マニュアル等)」に該当する公文書と認めるのが相当のため。

② 乙処分について

同和対策固定資産税減免の事務の流れは、磁氣的記録、固定資産税賦課決定に係る回議書、固定資産税の同和対策減免申請書、固定資産税の同和対策減免の廃止に係る回議書、平成 21 年度固定資産税の同和対策減免申請について(お知らせ)と題する書類の各文書は「同和対策固定資産税減免措置に関する文書」と認めるのが相当のため。

ただし、磁氣的記録は、世帯識別、名前、住所、減免率等が保存されているが、それぞれ減免理由ごとに生活保護減免、同和対策減免、営農組合減免とコード化されてデータとして保有しており、個人情報保護の観点から非公開とする。

以上のように、本件異議申立ては理由があるので、行政不服審査法第 47 条第 3 項の規定により、主文のとおり決定する。